第10号様式(第5条関係)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ポスター作成証明書  　次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。  令和　　年　　月　　日  令和６年２月１８日執行  藤 沢 市 長 選 挙  候補者氏名 | | | | | |
|  | ポスター作成業者の氏名、住所及び電話番号 | | |  |  |
|  | 法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号 |  |
| 作成枚数 | | | 枚 |
| 作成金額 | | | 円 |
| ポスター掲示場数 | | | 箇所 |
| 備考　1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。  　　　　2　ポスター作成業者が藤沢市に支払の請求をするときは、この証明書とポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。  　　　　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、藤沢市に支払を請求することはできません。  　　　　4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。  　　　　(1) 枚数  　　　　　　ポスター掲示場数×１枚  　　　　 (2) 限度額  　　　ア　ポスター掲示場数が500以下の場合   |  |  | | --- | --- | | 316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数 | ＝単価・・・１円未満の端数は切上げ | | ポスター掲示場数 |   単価×確認された作成枚数＝限度額    　　　　　イ　ポスター掲示場数が500を超える場合   |  |  | | --- | --- | | 316,250円＋270,655円＋28円35銭×（ポスター掲示場数―500） | ＝単価 | | ポスター掲示場数 |   　　　　　　 ・・・１円未満の端数は切上げ  　　　　　　 単価×確認された作成枚数＝限度額 | | | | | |